

奈良県告示第二百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として令和二年二月奈良県告示第四百二十八号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年九月三十日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
十津川村重 域 崩壊警戒区 （急傾斜地 飼（〇〇五	次の平面図 のとおり	十津川村重 域 崩壊特別警 戒区域 （急傾斜地 飼（〇〇五 のとおり	次の平面図の とおり 土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に関す る事項	奈良県五條 土木事務所 及び十津川 村役場防災 対策課
十津川村重	次の平面図	十津川村重	次の平面図の	奈良県五條

里（〇〇二） （急傾斜地 崩壊警戒区 域	のとおり	里（〇〇二） （急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	のとおり	とおり	土木事務所 及び十津川 村役場防災 対策課
十津川村神 下（〇〇一） （急傾斜地 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	十津川村神 下（〇〇一） （急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び十津川 村役場防災 対策課
十津川村神 下（〇一一） （急傾斜地 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	十津川村神 下（〇一一） （急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び十津川 村役場防災 対策課
十津川村神 下（〇一四） （急傾斜地 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	十津川村神 下（〇一四） （急傾斜地 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	次の平面図の とおり	奈良県五條 土木事務所 及び十津川 村役場防災 対策課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。